

議 第 4 8 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）3月23日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市固定資産評価審査委員会条例（昭和36年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



新潟県柏崎市固定資産評価審査委員会条例（昭和36年9月30日条例第27号）

改正後	改正前
<p>(口頭審理)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(口頭審理)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>